

(参考) 福祉サービス事業所を利用するための手続き

1 相 談	サービス利用を希望する場合、市村の福祉課に相談します。
2 申請・調査	相談を終え、サービス利用が決まった場合、居住している市村にサービス利用の申請をします。 申請後、現在の生活や障害の状況についての調査を行います。
3 サービス利用 計画作成	サービスの必要量や申請者の要望などをもとに、相談支援事業所と相談しながらサービス利用計画（案）を作成します。作成費は無料です。
4 審査・判定	調査の結果とサービス利用計画（案）をもとに市町村で審査・判定が行われ、どの位サービスが必要な状態かなど障害程度区分が決められます。 この判定はとても重要なものです。
5 サービス担当 者会議	本人・保護者を含む関係機関が集まり、サービス利用計画（案）を基に、ニーズ・支援内容の確認を行い、サービス利用計画を完成します。 *卒業生は併せて、個別移行支援計画についても確認します。
6 認定・通知	障害程度区分や介護する人の状況、申請者の要望などをもとに、サービスの支給量などが決まり、受給者証が交付されます。
7 契約	利用したいサービス等を提供している事業所を選んで契約を結びます。
8 利用開始	契約が完了した段階でサービス利用が始まります。